

瀬戸内市新型インフルエンザ等対策行動計画
【改訂版】

令和8年(2026年) 3月

瀬戸内市

< 目 次 >

第1部 新型インフルエンザ等対策特別措置法と市行動計画	
第1節 新型インフルエンザ等対策特別措置法	1
第2節 瀬戸内市新型インフルエンザ等対策行動計画の策定と位置づけ	1
第3節 市行動計画改訂の目的	2
第2部 新型インフルエンザ等対策の実施に関する基本的な方針	
第1節 新型インフルエンザ等対策の目的及び基本的な戦略	3
第2節 新型インフルエンザ等対策の各期における基本的考え方	4
第3節 新型インフルエンザ等対策実施上の留意点	6
1. 平時の備えの整理や拡充	
2. 基本的人権の尊重	
3. 危機管理としての特措法の性格	
4. 関係機関相互の連携協力の確保	
5. 高齢者施設や障害者施設等の社会福祉施設等における対応	
6. 感染症危機下の災害対応	
7. 記録の作成・保存	
第4節 対策推進のための役割分担	7
1. 国の役割	
2. 県、市の役割	
3. 医療機関の役割	
4. 指定地方公共機関の役割	
5. 登録事業者の役割	
6. 一般の事業者の役割	
7. 市民の役割	
第5節 市行動計画における対象項目等	9
1. 実施体制	
2. 情報提供・共有・リスクコミュニケーション	
3. まん延防止	
4. ワクチン接種	
5. 保健	
6. 物資	
7. 市民生活及び市民の社会経済活動の安定の確保	

第3部 新型インフルエンザ等対策の各対策項目の考え方及び取り組み

第1章 実施体制

第1節 準備期	13
第2節 初動期	13
第3節 対応期	14

第2章 情報提供・共有、リスクコミュニケーション

第1節 準備期	15
第2節 初動期	15
第3節 対応期	15

第3章 まん延防止

第1節 準備期	16
第2節 初動期	16
第3節 対応期	17

第4章 ワクチン接種

第1節 準備期	17
第2節 初動期	19
第3節 対応期	21

第5章 保健

第1節 準備期	22
第2節 初動期	23
第3節 対応期	23

第6章 物資

第1節 準備期	24
第2節 初動期	24
第3節 対応期	24

第7章 市民生活及び市民の社会経済活動の安定の確保

第1節 準備期	25
第2節 初動期	25
第3節 対応期	26

用語集	28
-----	----



第1部 新型インフルエンザ等対策特別措置法と市行動計画

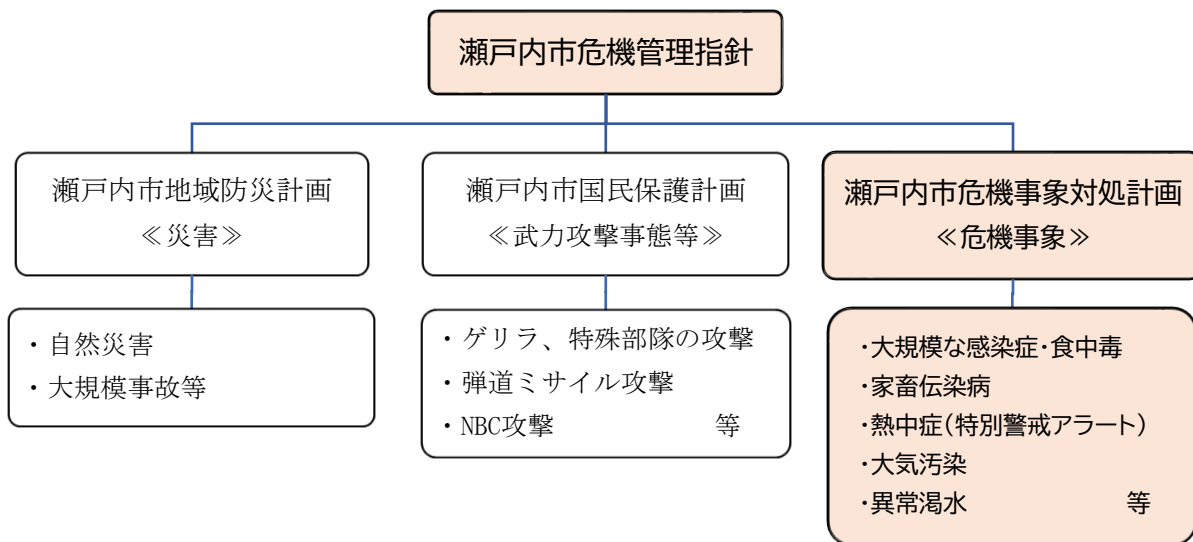
第1節 新型インフルエンザ等対策特別措置法

新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成 24 年法律第 31 号。以下「特措法」という。)は、病原性の高い新型インフルエンザ^{※1}や同様の危険性のある新感染症が発生した場合に、国家の危機管理として対応する必要があるとして、国民の生命及び健康を保護し、国民生活及び経済に及ぼす影響が最小となるようにすることを目的に、国、県、市町村、事業者等の責務、新型インフルエンザ等の発生時における措置及び新型インフルエンザ等緊急事態措置^{※2}等の特別の措置を定めたものであり、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成 10 年法律第 114 号。以下「感染症法」という。)等と相まって、国全体としての万全の態勢を整備し、新型インフルエンザ等対策の強化を図るものである。

第2節 瀬戸内市新型インフルエンザ等対策行動計画の策定と位置づけ

市は、新型インフルエンザ等の世界的大流行時において、市内で新型インフルエンザ等の患者(疑い例を含む)が発生した場合に、患者の人権に配慮しながら、適切な医療を提供するとともに、迅速かつ確かな対応策を実施し、まん延防止を図ることにより、市民生活の被害を最小限に抑えることを目的として、特措法の趣旨を踏まえ、瀬戸内市危機管理指針第 1 章第 3 の 3「瀬戸内市危機事象対処計画」の感染症に対する行動計画として、平成 26 年 11 月に瀬戸内市新型インフルエンザ等対策行動計画(以下「市行動計画」という。)として策定されたものである。

【瀬戸内市の危機管理体系】



第3節 市行動計画改訂の目的

令和2年以降新型コロナウイルス感染症^{※3}（以下「新型コロナ」という。）の感染拡大の影響で、社会・経済活動が大きく制限され、市民の生活は一変した。

一般の市行動計画の改訂は、実際の新型コロナ対策での経験を踏まえ、令和6（2024）年2月に政府行動計画が改訂され、また、岡山県も令和7年1月に岡山県新型インフルエンザ等対策行動計画（以下「県行動計画」という。）を改訂したことを受け、本市においても次の感染症危機により万全な対応を行うことを目指して、対策の充実等を図るために行うものである。

なお、新型インフルエンザ等に関する最新の科学的知見、新型インフルエンザ等対策の経験や訓練等を通じた改善等を踏まえて、国は、定期的な検討を行い、おおむね6年ごとに政府行動計画の変更を行うこととしており、県も同様に、適時適切に県行動計画の改訂を行うこととしている。このことを受け、本市においても適時適切に市行動計画の改訂を行なうこととする。

第2部 新型インフルエンザ等対策の実施に関する基本的な方針

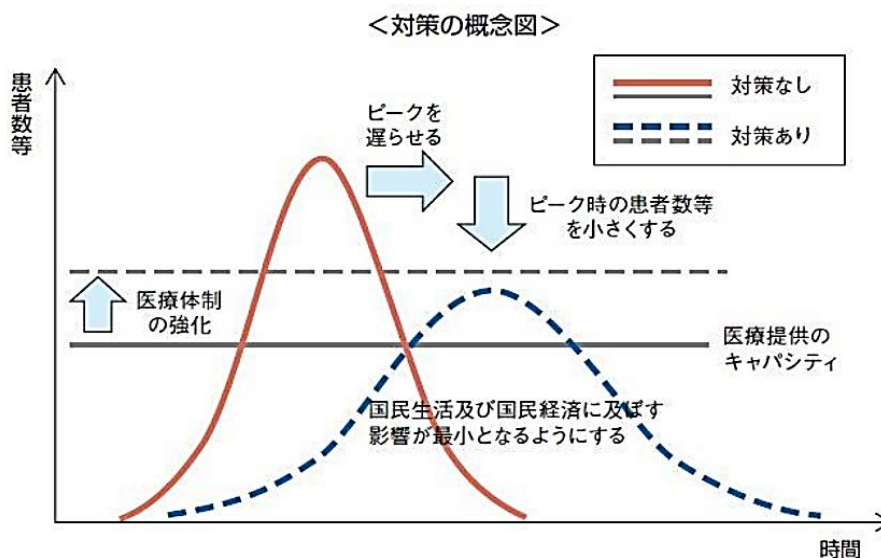
第1節 新型インフルエンザ等対策の目的及び基本的な戦略

新型インフルエンザ等の発生時期を正確に予知することは困難であり、また、その発生そのものを阻止することは不可能である。また、世界中のどこかで新型インフルエンザ等が発生すれば、我が国への侵入は避けられないと考えられる。

病原性が高くまん延のおそれのある新型インフルエンザ等が発生すれば、市民の生命や健康、経済全体にも大きな影響を与えかねない。新型インフルエンザ等については、長期的には市民の多くが罹患する恐れがあるが、患者の発生が一定の期間に偏ってしまった場合、医療提供のキャパシティを超えてしまう可能性を念頭におきつつ、新型インフルエンザ等対策を危機管理に関わる重要な課題と位置付け、次の2点を主たる目的として対策を講じていく必要がある。

1. 感染拡大を可能な限り抑制し、市民の生命及び健康を保護する。

- (1) 感染拡大を抑えて、流行のピークを遅らせ、医療体制の整備のための時間を確保する。
- (2) 流行のピーク時の患者数等をなるべく少なくして医療体制への負荷を軽減するとともに、医療体制の強化を図ることで、患者数等が医療提供のキャパシティを超えないようにすることにより、必要な患者が適切な医療を受けられるようにする。
- (3) 適切な医療の提供により、重症者数や死亡者数を減らす。



図：内閣府 新型インフルエンザ対策有識者会議資料より抜粋

2. 市民の生活及び経済に及ぼす影響が最小となるようにする。

- (1) 感染症対策等により、欠勤者等の数を減らす。
- (2) 業務継続計画（BCP）^{※4}の作成・実施等により、医療の提供業務並びに市民の生活及び経済の安定に寄与する業務の維持に努める。

第2節 新型インフルエンザ等対策の各期における基本的考え方

新型インフルエンザ等対策は、発生の段階や状況の変化に応じて柔軟に対応していく必要がある。過去のインフルエンザパンデミックの経験等を踏まえると、一つの対策に偏重して準備を行うことは、大きなリスクを背負うことになりかねず、各種対策を総合的・効果的に組み合わせてバランスのとれた戦略を目指すことが求められる。市行動計画は、特定の感染症のみを前提とするのではなく、今後、新たな感染症が流行する可能性を想定しつつ、様々な状況で対応できるよう対策の選択肢を示すものである。

市行動計画においては、新型インフルエンザ等の発生前から流行状況が収束するまでの状況に応じて、政府行動計画及び県行動計画を踏まえ、表1のとおり、一連の流れをもった戦略を確立する。

なお、実際に新型インフルエンザ等が発生した際には、感染症の特徴、病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）、流行の状況、地域の実情その他の状況を踏まえ、人権への配慮や、対策の有効性、実行可能性及び対策そのものが市民生活及び市民の社会経済活動に与える影響等を総合的に勘案し、市行動計画等で記載するものの中から実施すべき対策を選択し決定する。

また、市民の生命及び健康に著しく重大な被害を与えるおそれがある新型インフルエンザ等への対策は、県による不要不急の外出の自粛要請や施設の使用制限等の要請、各事業者における業務縮小等による接触機会の抑制等の医療対応以外の感染対策と、ワクチンや治療薬等を含めた医療対応を組み合わせる総合的に行うことが必要である。

表1

時 期		戦 略
準備期	発生前の段階 (レベル0)	市民等に対する啓発や市、事業者による業務継続計画（BCP）等の策定、DXの推進や人材育成、実践的な訓練の実施による対応体制の定期的な点検や改善等、新型インフルエンザ等の発生に備えた事前の準備を周到に行う。
初動期	国内で発生した場合を含め世界で新型インフルエンザ等に位置付けられる可能性がある感染症が発生した段階 (レベル1)	<p>新型インフルエンザ等に位置付けられる可能性がある感染症が海外で発生した場合は、病原体の国内への侵入を完全に防ぐことは困難であるということを前提として対策を行う。海外で発生している段階では、市は常に新しい情報を収集し、市民へ情報提供を行うとともに、国・県からの要請に対応できるよう体制を整える。</p> <p>国内外の発生当初等の病原性や感染性等に関する情報が限られている場合には、過去の知見等も踏まえ、最も被害が大きい場合を想定し、封じ込めを念頭に強力な対策を実施する。そして、常に新しい情報を収集・分析し、対策の必要性を評価し、更なる情報が得られ次第、感染拡大のスピードを抑制し、可能な限り感染者数等を減少させるための対策等、適切な対策へと切り替えることとする。</p>
	県内の発生当初の封じ込めを念頭に対応する時期 (レベル2)	<p>市は、県が行う不要不急の外出の自粛要請や施設の使用制限等への協力をを行い、感染拡大のスピードをできる限り抑えることを目的とした各般の対策を講じる。また、状況の進展に応じて、必要性の低下した対策についてはその縮小や中止を図る等の見直しを行う。</p> <p>新型インフルエンザ等のまん延による医療体制の限界や社会的混乱を回避するためには、国、県、市、指定(地方)公共機関による対策だけでは限界があり、事業者や市民一人一人が、感染予防や感染拡大防止のための適切な行動や備蓄などの準備を行うことが必要である。治療薬やワクチンが無い可能性が高い新感染症が発生した場合は、公衆衛生対策がより重要となるため、新型インフルエンザ等対策である「日頃からの手洗い」等、季節性インフルエンザと同様の基本的な感染予防対策の周知徹底を積極的に行う。</p>
対応期	県内・市内で感染が拡大し、病原体の性状等に応じて対応する時期 (レベル3)	<p>国、県、市、事業者等は相互に連携して、医療提供体制の確保や市民生活及び市民経済の維持のために最大限の努力を行う必要があるが、社会の緊張が高まり、変化する状況に対策が必ずしも適合しなくなることも含め、様々な事態が生じることが想定される。したがって、あらかじめ想定したとおりにいかないことが考えられ、社会の状況を把握し、状況に応じて臨機応変に対処していくことが求められる。また、国や県の動向を注視し、地域の実情等に応じて、柔軟に対策を講じることができるようにし、医療機関を含めた現場が動きやすくなるよう配慮や工夫を行う。</p>
	ワクチンや治療薬等により対応力が高まる時期 (レベル3)	<p>科学的知見の集積、検査体制や医療提供体制の整備、ワクチンや治療薬の普及等の状況の変化等に合わせて、適切なタイミングで、柔軟かつ機動的に対策を切り替える。</p>
	基本的な感染症対策に移行する時期 (レベル2)	<p>ワクチン等により免疫の獲得が進み、病原性や感染性等が低下し、新型インフルエンザ等への対応力が一定水準を上回ることで、特措法によらない基本的な感染症対策に移行する。</p>

第3節 新型インフルエンザ等対策実施上の留意点

本市は、新型インフルエンザ等の発生時やその準備段階に、特措法その他の法令、政府行動計画、県行動計画及び市行動計画又は業務継続計画（BCP）に基づき、県と相互に連携協力して新型インフルエンザ等対策の的確かつ迅速な実施に万全を期す。この場合において、次の点に留意する。

1. 平時の備えの整理や拡充

感染症危機への対応には平時からの体制作りが重要である。このため、以下の1) から5) までの取組により、平時の備えの充実を進め、訓練により迅速な初動体制を確立することを可能とする。

1) 新型インフルエンザ等の発生時に行うべき対策の共有とその準備の整理

将来に必ず起こり得る新型インフルエンザ等の発生時に行うべき対策を、関係者間で共有しながら、その実施のために必要となる準備を行う。

2) 感染事例の探知能力の向上と迅速な初動の体制整備

初動対応については、未知の感染症が発生した場合や、新型インフルエンザ等が県内で発生した場合も含め、様々なシナリオを想定し、感染事例の探知能力を向上させるとともに、国内外で初発の感染事例が探知された後は、速やかに初動対応に動き出せるように体制整備を進める。

3) 関係者や市民等への普及啓発と訓練等を通じた継続的な点検や改善

感染症危機は必ず起こり得るものであるとの認識を、広く感染症対策に携わる関係者や市民等と共有するとともに、次の感染症危機への備えをより万全なものとするために、多様なシナリオや実施主体による訓練の実施等を通じて、平時の備えについて継続的に点検や改善を行う。

4) 医療提供体制、検査体制等、平時の備えや取組

感染症法や医療法等の制度改正による医療提供体制等、平時からの備えの充実をはじめ、有事の際に速やかな対応が可能となるよう、検査体制の整備、リスクコミュニケーション^{※5}等について、平時から取組を進める。

5) 国や県との連携強化のためのDXの推進や人材育成等

DXは、新型インフルエンザ等の発生状況等の迅速な把握や、関係者間でのリアルタイムな情報共有を可能とし、市の業務負担軽減や関係者の連携強化等が期待できることから、感染症危機管理の対応能力向上を目指し、国の動向を踏まえた医療DX等を推進する。また、平時から中長期的な視野に立って、感染症危機管理に係る人材育成を継続的に行う。

2. 基本的人権の尊重

市は、新型インフルエンザ等対策の実施に当たっては、基本的人権を尊重することとし、県との連携のもと、特措法による要請や行動制限等の実施に当たって、市民の権利と自由に制限を加える場合は、その制限は当該新型インフルエンザ等対策を実施するため必要最小限のものとし、新型インフルエンザ等対策の実施に当たっては、法令の根拠があることを前提として、市民に対して十分説明し理解を得ることを基本とする。

また、感染者やその家族、医療関係者に対する誹謗中傷等、新型インフルエンザ等についての偏見・差別は、これらの方々への人権侵害であり、あってはならないものである。これらの偏見・差別は、患者の受診行動を妨げ、感染拡大の抑制を遅らせる原因となる可能性があるとともに、新型インフルエン

ザ等に対応する医療従事者等の士気の維持の観点等からも、防止すべき課題である。

さらに、新型インフルエンザ等対策の実施に当たっては、より影響を受けがちである社会的弱者への配慮に留意する。感染症危機に当たっても市民等の安心を確保し、新型インフルエンザ等による社会の分断が生じないよう取り組む。

3. 危機管理としての特措法の性格

特措法は、万一の場合の危機管理のための制度であって、緊急事態に備えて様々な措置を講じることができるよう制度設計されている。しかし、新型インフルエンザや新感染症が発生したとしても、病原性の程度や、抗インフルエンザウイルス薬^{※6}等の対策が有効であることなどにより、新型インフルエンザ等緊急事態措置を講ずる必要がないこともあり得ると考えられ、どのような場合でもこれらの措置を講ずるものではないことに留意する。

4. 関係機関相互の連携協力の確保

瀬戸内市新型インフルエンザ等対策本部条例（平成25年瀬戸内市条例第18号）に基づき、設置される瀬戸内市新型インフルエンザ等対策本部^{※7}（以下「市対策本部」という。）は、政府対策本部や岡山県新型インフルエンザ等対策本部（以下「県対策本部」という。）と、相互に緊密な連携を図りつつ、新型インフルエンザ等対策を総合的に推進する。市対策本部長は必要に応じて、県対策本部長に対して、新型インフルエンザ等対策に関する総合調整を行うよう要請する。

5. 感染症危機下の災害対応

市は、感染症危機下の災害対応についても想定し、平時から防災備蓄や医療提供体制の強化を進め、避難所施設の確保を進めることや、自宅療養者等の避難のための情報共有の連携体制を整えること等を進める。感染症危機下で地震等の自然災害が発生した場合には、国や県と連携しながら、発生地域における状況を、適切に把握するとともに、必要に応じ、避難所における感染症対策の強化や、自宅療養者等への情報提供、避難の支援等を速やかに行う。

6. 記録の作成・保存

市は、新型インフルエンザ等が発生した段階で、市対策本部における新型インフルエンザ等対策の実施に係る記録を作成、保存し、公表する。

第4節 対策推進のための役割分担

1. 国の役割

国は、新型インフルエンザ等が発生したときは、自ら新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に実施し、県、市町村及び指定（地方）公共機関が実施する新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に支援することにより、国全体として万全の態勢を整備する責務を有する。また、国は、新型インフルエンザ等及びこれに係るワクチンその他の医薬品の調査・研究の推進に努めるとともに、新型インフルエンザ等に関する調査及び研究に係る国際協力の推進に努める。

また、新型インフルエンザ等の発生前は、政府行動計画に基づき、定期的な訓練等により新型インフルエンザ等対策の点検及び改善に努めるとともに、「新型インフルエンザ等対策閣僚会議」及び閣僚会議を補佐する「新型インフルエンザ等に関する関係省庁対策会議」の枠組みを通じ、政府一体となった取

組を総合的に推進する。

そして、新型インフルエンザ等の発生時には、政府対策本部の下で**基本的対処方針**^{※8}を決定し、対策を強力に推進する。その際、国は医学・公衆衛生等の専門家を中心とした学識経験者の意見を聴きつつ、対策を進める。

2. 県、市の役割

県及び市は、新型インフルエンザ等が発生したときは、国の基本的対処方針に基づき、自らの区域に係る新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に実施し、その区域において関係機関が実施する新型インフルエンザ等対策を総合的に推進する責務を有する。

【県】

県は、特措法及び感染症法に基づく措置の実施主体としての中心的な役割を担っており、国の基本的対処方針に基づき、地域医療体制の確保やまん延防止に關し的確な判断と対応が求められる。このため、平時より医療提供体制の整備や検査体制を構築する等、計画的に準備を行い、感染症有事の際には、迅速に体制を移行し、感染症対策を実行する。

【市】

市は、市民に最も近い行政単位であり、地域住民に対するワクチンの接種や、市民の生活支援、新型インフルエンザ等発生時の要援護者への支援に關し、国の基本的対処方針に基づき、的確に対策を実施することが求められる。対策の実施に当たっては、県、近隣市町村、指定（地方）公共機関と緊密な連携を図るとともに、医療については、県が行う地域医療体制の確保に協力する。

3. 医療機関の役割

新型インフルエンザ等による健康被害を最小限にとどめる観点から、医療機関は新型インフルエンザ等の発生前から、地域における医療提供体制の確保のため、県と医療措置協定を締結し、院内感染対策の研修、訓練や個人防護具を始めとした必要となる感染症対策物資等の確保等を推進することが求められる。また、新型インフルエンザ等の患者の診療体制を含めた業務継続計画（BCP）の策定及び岡山県感染症対策委員会等を活用した地域の関係機関との連携を進めることが重要である。

新型インフルエンザ等の発生時には、感染症医療及び通常医療の提供体制を確保するため、医療機関は、医療措置協定に基づき、県からの要請に応じて、病床確保、発熱外来、自宅療養者等への医療の提供、後方支援又は医療人材の派遣を行う。

4. 指定（地方）公共機関の役割

指定（地方）公共機関は、新型インフルエンザ等が発生した場合は、特措法に基づき、新型インフルエンザ等対策を実施する責務を有する。

5. 登録事業者^{※9}の役割

特措法第28条に規定する特定接種の対象となる医療の提供の業務又は市民生活及び市民の社会経済活動の安定に寄与する業務を行う事業者については、新型インフルエンザ等の発生時においても最低限の市民生活を維持する観点から、それぞれの社会的使命を果たすことができるよう、平時から職場における感染対策の実施や重要業務の事業継続等の準備を積極的に行うことが重要である。

また、新型インフルエンザ等の発生時には、その業務を継続的に実施するよう努める。

6. 一般の事業者の役割

事業者については、新型インフルエンザ等の発生時に備えて、職場における感染対策を行うことが求められる。市民の生命及び健康に著しく重大な被害を与えるおそれのある新型インフルエンザ等の発生時には、感染防止の観点から、一部の事業を縮小することが必要な場合も想定される。特に多数の者が集まる事業を行う者については、感染防止のための措置の徹底が求められるため、平時からマスクや消毒薬等の衛生用品等の備蓄を行うように努める等、対策を行う必要がある。

7. 市民の役割

新型インフルエンザ等の発生前から、新型インフルエンザ等に関する情報や発生時にとるべき行動など、その対策に関する知識を得るとともに、平素から自ら健康を守る意識を持ち、十分な栄養と睡眠をとって健康に留意する、基礎疾患を持っている場合はその治療に努めるなどの健康管理に加え、基本的な感染症対策（換気、マスク着用等による咳エチケット、手洗い、人混みを避ける等）等の個人レベルでの感染対策を実践するよう努める。

また、新型インフルエンザ等の発生時に備えて、個人レベルにおいても食料品・生活必需品等の備蓄を行うよう努める。

そして、新型インフルエンザ等の発生時には、発生の状況や実施されている対策等についての情報を得て、感染拡大を抑えるための個人レベルでの対策を実施するよう努める。

第5節 市行動計画における対策項目等

市行動計画は、新型インフルエンザ等対策の2つの主たる目的である「感染拡大を可能な限り抑制し、市民の生命及び健康を保護する」こと及び「市民生活及び市民経済に及ぼす影響が最小になるようにする」ことを達成するための戦略を実現する具体的な対策を定めるものであり、「1. 実施体制」「2. 情報提供・共有、リスクコミュニケーション」「3. まん延防止」「4. ワクチン接種」「5. 保健」「6. 物資」「7. 市民生活及び市民の社会経済活動の安定の確保」の7項目に分けて具体的な対策を立案する。

市行動計画の主な対策項目である7項目は、新型インフルエンザ等対策の主たる目的の実現に当たって、それぞれの項目が関連し合っていることから、一連の対策として実施される必要がある。項目ごとの対策については、発生段階ごとに後述する。

1. 実施体制

感染症危機は、多数の市民の生命・健康に甚大な被害を及ぼすほか、社会・経済活動の縮小・停滞を招くおそれがあるため、市の危機管理の問題として取り組む必要がある。そのため、市においては、瀬戸内市危機管理指針、瀬戸内市危機事象対処計画に基づき、危機管理部門と健康にかかわる部門が中心となって、全庁を横断した体制を構築し、総合的かつ効果的な対策を推進する。

危機レベルの判断は、危機レベル「レベル2」を基本として、主管部長が危機警戒本部を設置する。危機警戒本部長が危機レベルの変更が必要と判断した場合、市長・副市長・教育長・総務部長・総務部参与に報告し協議を行い、危機事態を総合的に判断し市長が決定する。

ただし、国内で発生した新型インフルエンザ等の状況により、**新型インフルエンザ等緊急事態宣言**^{※10}がされたときは、速やかに市対策本部を設置し、総合的な対策を全庁的に実施する体制を整える。

なお、発生した新型インフルエンザ等の流行が終息したこと等により**新型インフルエンザ等緊急事態解除宣言**^{※11}がされたときは、市対策本部は解散する。

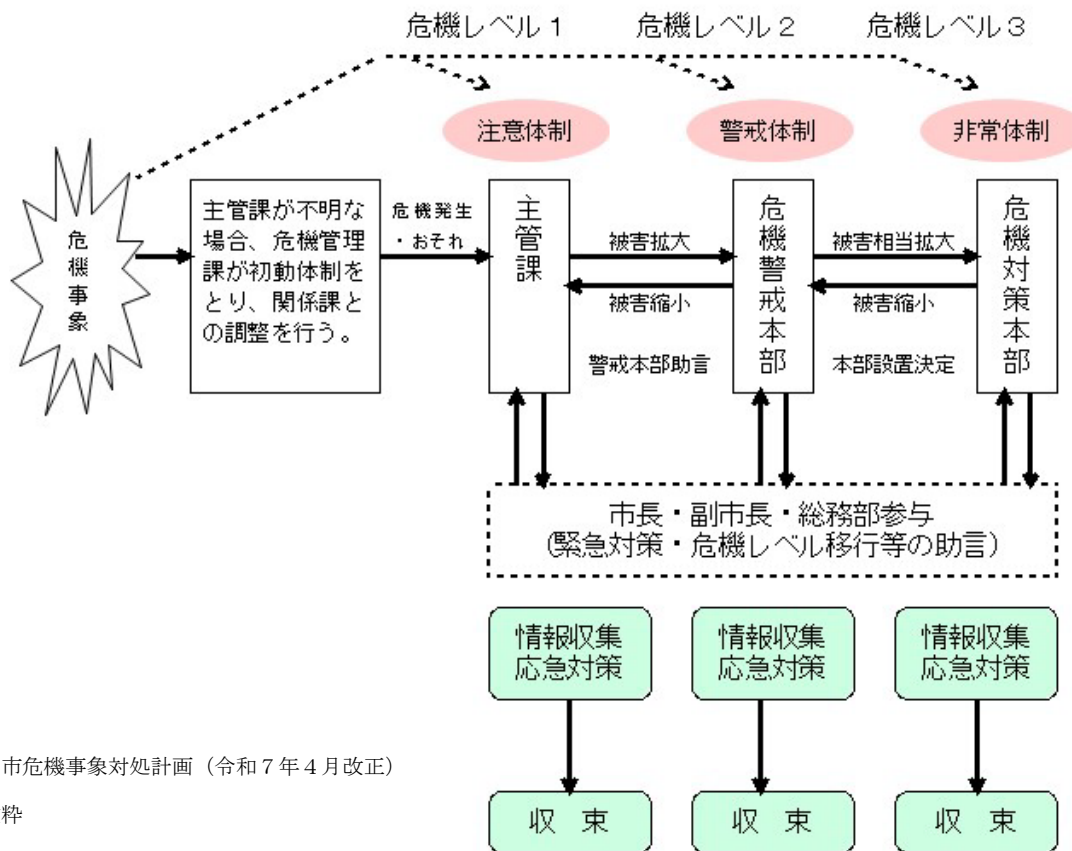
1) 危機レベル

瀬戸内市危機事象対処計画では、想定される危機事象を事態の推移に合わせて、危機のレベルを以下のとおり定義している。

危機レベル	判断基準	体制	責任者
レベル1	被害の程度、市民への影響及び社会的影響が限定的であり、通常業務の範囲内での対処が可能な事態	注意体制 各課対応	主管課長 (危機管理対応責任者)
レベル2	被害の程度、市民への影響及び社会的影響が比較的大きく、主管課のみでは対応が困難、又はその恐れがある事態	警戒体制 各部対応	主管部長 (危機警戒本部長)
レベル3	被害の程度、市民への影響及び社会的影響が甚大で、全庁での対処が可能な事態	非常体制 全庁対応	市長 (危機対策本部長)

2) 危機事象発生時における対処の流れ

危機事象発生時の対処は、人命確保や混乱防止、信頼保持、復旧促進といった観点からも適切に行われることが重要である。



瀬戸内市危機事象対処計画（令和7年4月改正）

より抜粋

2. 情報提供・共有、リスクコミュニケーション

感染症危機においては、様々な情報が錯綜しやすく、不安とともに偏見・差別等が発生したり、真偽不明の誤った情報等が流布したりするおそれがある。こうした中で、表現の自由に十分配慮しつつ、各種対策を効果的に行う必要があり、その時点で把握している科学的根拠等に基づいた正確な情報を迅速に提供し、市民が適切に判断、行動できるようにすることが重要である。

このため、平時から市民の感染症に対する意識を把握し、感染症危機に対する理解を深めると共に、想定される事態に備え、リスクコミュニケーションの在り方を整理し、体制整備や取組を進める必要がある。

3. まん延防止

新型インフルエンザ等のまん延防止対策は、流行のピークをできるだけ遅らせることで体制の整備を図るための時間を確保することにつながるとともに、流行ピーク時の受診患者数等を減少させ、入院患者数を最小限にとどめ、医療体制が対応可能な範囲内におさめることが目的である。

特に有効な治療薬がない場合や、予防接種が実施されるまでの間は、公衆衛生上の観点から実施するまん延防止対策は重要な施策であることから、特措法に基づき、まん延防止等重点措置^{※12}や緊急事態措置の適用がなされた場合には、当該まん延防止対策を的確かつ迅速に実施する。

4. ワクチン接種

ワクチンの接種により、個人の感染や発症、重症化を防ぐことで、市民の健康を守るとともに、受診患者数を減少させ、入院患者数や重症者数を抑え、医療提供体制が対応可能な範囲内に収めることは、新型インフルエンザ等による健康被害や社会経済活動への影響を最小限にとどめることにつながる。そのため、関係機関は、国や県の方針に基づき、迅速に接種を進めるための体制整備を連携して行う。

5. 保健

新型インフルエンザ等の発生状況は地域によって異なり、地域の感染状況や医療提供体制の状況等にに応じた対策を実施し、市民の生命及び健康を保護する必要がある。その際、市民への情報提供・共有・リスクコミュニケーションを適切に行い、地域の理解や協力を得ることが重要である。

市は、保健所及び岡山県環境保健センター^{※13}が実施する接触者探索や感染源の推定を通じて提供される感染状況や患者の発生状況等により、新型インフルエンザのまん延状況を把握するとともに、必要に応じて県が実施する健康観察に協力する等、地域における新型インフルエンザ等対策を推進する。

6. 物資

新型インフルエンザ等が発生した場合は、全国的かつ急速にまん延するおそれがあり、感染症対策物資等の急激な利用の増加が見込まれる。感染症対策物資等の不足により、検疫、医療、検査等の円滑な実施が滞り、市民の生命及び健康への影響が生じることを防ぐことが重要である。このため、感染症対策物資等が医療機関を始めとする関係機関で十分に確保されるよう、平時から備蓄等の推進や円滑な供給に向けた対策等を講ずることが重要である。

市は、平時から国の方針に基づき、個人防護具や感染症対策物資等の備蓄を進める。

7. 市民生活及び市民の社会経済活動の安定の確保

新型インフルエンザ等の発生時には、市民の生命及び健康に被害が及ぶとともに、市民生活及び市民の社会経済活動に大きな影響が及ぶ可能性がある。このため、市は新型インフルエンザ等の発生時に備え、事業者や市民等に必要な準備を行うことを推奨する。

新型インフルエンザ等の発生時には、市は、市民生活及び市民の社会経済活動の安定の確保に必要な対策や支援を行う。また、事業者や市民等は、平時の準備を基に、自ら事業継続や感染防止に努める。

第3部 新型インフルエンザ等対策の各対策項目の考え方及び取り組み

第1章 実施体制

第1節 準備期（平時）

1. 目的

新型インフルエンザ等は、いつ発生するか分からないことから、平素から警戒を怠らず、市行動計画等を踏まえ、国、県等との連携を図り、対応体制の構築や訓練の実施等、事前の準備を、全市的に取り組み推進する必要がある。このため、市は、あらかじめ関係機関の役割を整理するとともに、市民に対する啓発や事業者による事業継続計画等の策定など、発生に備えた事前の準備を周到に行っておくことが重要である。

2. 所要の対応

1) 実践的な訓練の実施

市は、政府行動計画及び県行動計画の内容を踏まえ、新型インフルエンザ等の発生に備えた実践的な訓練を実施する。

2) 市行動計画等の作成及び体制整備・強化

(1)特措法の規定に基づき、発生前から、新型インフルエンザ等の発生に備えた市行動計画の作成し、市行動計画及び業務継続計画（BCP）は必要に応じて見直していく。行動計画を作成・変更する際には、あらかじめ、感染症に関する専門的な知識を有する者の他、学識経験者の意見を聞く。

(2)新型インフルエンザ等の発生時において強化・拡充すべき業務を実施するために必要な人員等の確保を行うとともに、有事においても維持すべき業務の継続を図るため、業務継続計画（BCP）を作成・変更する。

(3)市は、新型インフルエンザ等対策に携わる職員等の養成等を行う。

3) 国及び県等との連携強化

市は、国、県、指定（地方）公共機関と相互に連携し、新型インフルエンザ等の発生に備え、平素からの情報交換、連携体制の確認、訓練の実施に努める。

第2節 初動期

1. 目的

新型インフルエンザ等が国内外で発生またはその疑いがある場合には、市全体の危機管理として事態を的確に把握するとともに市民の生命及び健康を保護するために緊急かつ総合的な対応を行う必要がある。このため準備期における検討等に基づき、県及び関係機関における対策の実施体制を強化し、初動期における新型インフルエンザ等の対策を全庁一丸となって迅速に実施する。

2. 所要の対応

1) 新型インフルエンザ等の発生が確認された場合の措置

(1)国が政府対策本部を設置した場合及び県が県対策本部を設置した場合において、市は必要に応じ

て、市対策本部を設置することを検討し、新型インフルエンザ等対策に係る措置の準備を進める。
(2)市は、必要に応じて、必要な人員体制の強化が可能となるよう、全庁的な対応を進める。

2) 迅速な対策の実施に必要な予算の確保

市は、機動的かつ効果的な対策実施のため、国からの財政支援を有効に活用することを検討するとともに、必要に応じて対策に要する経費について、地方債を発行することを検討し所要の準備を行う。

第3節 対応期

1. 目的

初動期に引き続き、病原体の性状等に応じて、県内での新型インフルエンザ等の発生から、特措法によらない基本的な感染症対策に移行し、流行状況が収束するまで、その間の病原体の変異も含め、長期間にわたる対応も想定されることから市及び関係機関における対策の実施体制を接続可能にすることが重要である。

2. 所要の対応

1) 基本となる実施体制の在り方

政府対策本部設置後においては、速やかに以下の実施体制をとる。

(1)職員の派遣・応援への対応

①市は、特定新型インフルエンザ等対策実施のために必要があるときは、県を通じて国に対し、職員派遣を要請する。

②市は、新型インフルエンザ等のまん延により全部または大部分の事務を行うことができなくなったと認めるときは、県に対し、特定インフルエンザ等対策の事務の代行を要請する。

③市は、特定新型インフルエンザ等対策を実施するため必要があると認めるときは、他の市または県に対して応援を求める。

(2)必要な財政上の措置

市は、国からの財政支援を有効に活用するとともに、必要に応じて地方債を発行して財源を確保し、必要な対策を実施する。

2) 緊急事態措置の検討等について

市は、緊急事態宣言がなされた場合には、直ちに対策本部を設置する。また、緊急事態措置を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、緊急事態措置に関する総合調整を行う。

3) 特措法によらない基本的な感染症対策に移行する時期の体制

市は、新型インフルエンザ等緊急事態解除宣言がなされたときは、遅延なく対策本部を廃止する。

第2章 情報提供・共有、リスクコミュニケーション

第1節 準備期

1. 目的

感染対策について市民等が適切に判断・行動できるよう感染症危機に関する理解を深めるとともに、リスクコミュニケーションの在り方を整理し、体制を整備する。

2. 所要の対応

新型インフルエンザ等の発生前における市民等への情報提供・共有

市は、市民等が感染症危機に対する理解を深めるための情報提供・共有を行い、有用な情報源として認知度・信頼度が一層向上するよう努めるとともに、可能な限り双方向のコミュニケーション※¹⁴に基づいたリスクコミュニケーションができる体制整備を進める。具体的には、感染症に関する基本的な感染症対策（換気、マスク着用等の咳エチケット、手洗い、人混みを避ける等）、新型インフルエンザに関する情報や発生時にとるべき対策等について、継続的かつ適時に分かりやすい情報提供・共有を行う。その際、個人レベルでの感染症対策が社会における感染拡大防止にも大きく寄与することについて啓発する。その際に、高齢者、子ども、日本語能力が十分でない外国人、視覚や聴覚等が不自由な方等、情報共有にあたって配慮が必要な者に対しても適切に配慮しつつ、情報提供や方法を整理する。

第2節 初動期

1. 目的

感染拡大に備えて、科学的根拠等に基づく正確な情報を市民等に的確に提供・共有する。

2. 所要の対応

1) 情報提供・共有について

市は、国、県及び他の市町村等の対応も参考にしつつ、地域の実情を踏まえた説明を行うため、準備期に整備したリスクコミュニケーションの実施体制について、本格的に体制を強化し、市民に対して必要な情報提供・共有とともに市民からの相談受付等を実施する。

2) 双方向のコミュニケーションの実施

市は、国からの要請を受けて、コールセンター等を設置する。対応の際は、国が作成した県・市町村向けのQ&A等を活用し、寄せられた意見等を通じ情報の受取り側の反応や関心を把握し、可能な限り双方向のコミュニケーションを行い、リスク情報とその味方の共有等を通じ市民等が適切に判断・行動できるように啓発する。

第3節 対応期

1. 目的

市民の関心事項等を踏まえつつ、感染症対策に対する市民等の理解を深め、適切な行動を促進する。

2. 所要の対応

1) 情報提供・共有について

市は、市民に対して必要な情報提供、相談受付等を継続する。

2) 双方向のコミュニケーションの実施

市は、コールセンター等を継続して設置する。

第3章 まん延防止

第1節 準備期

1. 目的

新型インフルエンザ等の発生時に、感染拡大のスピードやピークを確保された医療提供体制で対応できるレベルに抑制し、市民の生命及び健康を保護するために、対策の実施に当たって参考とする必要のある指標やデータ等を、国や県の方針を踏まえて平時から整理を行う。

2. 所要の対応

新型インフルエンザ等発生時の対策強化に向けた理解や準備の促進等

- (1)換気、マスク着用等の咳エチケット、うがい手洗い、人混みを避ける等の基本的な感染症対策の普及を図る。
- (2)自らの感染が疑われる場合は、相談センター※15に連絡し指示を仰ぐことや、感染を広げないように不要不急の外出を控えること、マスク着用等の咳エチケットを行うこと等の有事の対応等について、平時から市民の理解促進を図る。
- (3)市は県と連携して、まん延防止等重点措置による休業要請、新型インフルエンザ等緊急事態における緊急事態措置による不要不急の外出自粛要請や施設の使用制限要請等の新型インフルエンザ等の発生時に実施されうる個人や事業者におけるまん延防止対策への理解促進を図る。
- (4)市は、平時から職場における感染防止対策に必要な物品を備蓄する。

第2節 初動期

1. 目的

新型インフルエンザ等の発生時に、まん延防止対策の適切かつ迅速な実施により、感染拡大のスピードやピークを抑制し、医療提供体制等の整備を行うための時間を確保するとともに、ピーク時の受診患者数や入院患者数等を減少させ、確保された医療提供体制で対応可能となるようにする。このため、市内でのまん延の防止やまん延時の迅速な対応がとれるよう準備等を行う。

2. 所要の対応

国内でのまん延防止対策の準備

市は、国からの要請を受けて、業務継続計画（BCP）に基づく対応の準備を行う。

第3節 対応期

1. 目的

新型インフルエンザ等の感染拡大のスピードやピークを抑制するため、まん延防止対策を講ずることで、医療のひっ迫を回避し、市民の生命や健康を保護する。その際、市民生活や社会経済活動への影響も十分考慮する。

また、指標やデータ等を活用しながら、緊急事態措置を始めとする対策の効果と影響を総合的に勘案し、柔軟かつ機動的に対策を切り替えていくことで、市民生活や社会経済活動への影響の軽減を図る。

2. 所要の対応

1) まん延防止対策の内容

(1)市は、国や県による情報収集・分析やリスク評価及び国や県が発出するまん延防止対策の方針に基づき、感染症の特徴や病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）、変異の状況、感染状況及び市民の免疫の獲得の状況等に応じた、適切なまん延防止対策を講ずる。

なお、まん延防止対策を講ずるに際しては、市民生活や社会経済活動への影響も十分考慮する。

(2)市は、まん延防止対策には、個人の行動を制限する面や、対策そのものが社会・経済活動に影響を与える面もあることを踏まえ、対策の効果と影響とを総合的に勘案し、新型インフルエンザ等の病原性・感染力等に関する情報や発生状況の変化に応じて、実施する対策の決定、実施している対策の縮小・中止を行う。

(3)市は、市民等に対し、換気、マスク着用等の咳エチケット、手洗い、人混みを避ける等の基本的な感染対策、時差出勤やテレワーク、オンライン会議の活用等の取組を勧奨する。

2) まん延防止等重点措置又は緊急事態措置

(1)市は、地域の感染状況や医療のひっ迫状況等の情報に基づくリスク評価を踏まえ、県へ緊急事態措置の実施に係る要請を検討する。

(2)市は、緊急事態宣言がなされた場合は、直ちに市対策本部を設置するとともに、市の区域に係る緊急事態措置を的確かつ迅速に実施するために必要があると認めるときは、緊急事態措置に関する総合調整を行う。

第4章 ワクチン接種

第1節 準備期

1. 目的

新型インフルエンザ等の発生時に、市民の生命及び健康を保護し、市民生活及び市民の社会経済活動に及ぼす影響が最小となるようにするため、国や県の方針を踏まえ、新型インフルエンザ等に対応したワクチンを迅速に供給の上、円滑な接種が実施できるよう平時から着実に準備を進める。

2. 所要の対応

1) ワクチンの接種に必要な資材

市は、表1を参考に、接種を実施する場合に速やかに資材を確保するため、平時から予防接種に必要な資材の確保方法等の確認を行う。

2) ワクチンの供給体制

市は、実際にワクチンを供給するに当たり、随時事業者を把握するほか、ワクチンの供給量が限定された状況に備え、供給量に応じた医療機関ごとの配分量を想定しておく。

表1 予防接種に必要となる可能性がある資材

【準備品】	【医師・看護師用物品】
<input type="checkbox"/> 消毒用アルコール綿 <input type="checkbox"/> トレイ <input type="checkbox"/> 体温計 <input type="checkbox"/> 医療廃棄物容器、針捨て容器 <input type="checkbox"/> 手指消毒剤 <input type="checkbox"/> 救急用品 接種会場の救急体制を踏まえ、必要な物品を準備。 代表的な物品を以下に示す。 ・ 血圧計 ・ 静脈路確保用品 ・ 輸液セット ・ 生理食塩水 ・ アドレナリン製剤、抗ヒスタミン剤、 抗けいれん剤、副腎皮質ステロイド剤等の薬液	<input type="checkbox"/> マスク <input type="checkbox"/> 膿盆 <input type="checkbox"/> 使い捨て手袋 (S・M・L) <input type="checkbox"/> 使い捨て舌圧子 <input type="checkbox"/> 聴診器 <input type="checkbox"/> ペンライト
	【文房具類】
	<input type="checkbox"/> ボールペン (赤・黒) <input type="checkbox"/> 日付印 <input type="checkbox"/> スタンプ台 <input type="checkbox"/> はさみ
	【会場設営物品】
	<input type="checkbox"/> 机 <input type="checkbox"/> 椅子 <input type="checkbox"/> スクリーン <input type="checkbox"/> 延長コード <input type="checkbox"/> 冷蔵庫／保冷バック・保冷剤 <input type="checkbox"/> ワクチン保管用冷凍庫・冷蔵庫 <input type="checkbox"/> 耐冷手袋等

3) 接種体制の構築

新型インフルエンザ等の発生時に、速やかに接種体制が構築できるよう邑久医師会等の関係者と連携し、接種に必要な人員、会場、資材等を含めた接種体制の構築に必要な調整を平時から行う。

(1) 特定接種^{※16}

- ①市は、国が定める基準に該当する事業者の登録業務に協力する。
- ②新型インフルエンザ等対策の実施に携わる地方公務員は、特定接種の対象として集団的な接種により接種を実施することとなるため、市は、国からの要請を受けて、特定接種の対象となり得る者に対し、速やかに特定接種が実施できるよう集団接種体制等の構築を図る。

(2) 住民接種^{※17}

迅速な予防接種等を実現するため、平時から次の①から③までの準備を行う。

- ①市は、国等の協力を得ながら、居住する者が速やかにワクチン接種できる体制を構築する。その際、次の事項について邑久医師会等との連携の上、検討を行うとともに、高齢者支援施設等の入所者など、接種会場での接種が困難な者が接種を受けられるよう検討する。

- i 接種対象者数 (表2参照)
- ii 人員体制の確保
- iii 医師、看護師、受付担当者等の医療従事者等の確保
- iv 接種場所の確保 (医療機関、公民館、学校等) 及び運営方法の策定

- v 接種に必要な資材等の確保
- vi 国、県、市町村間および邑久医師会等の関係団体等への連絡体制の構築
- vii 接種に関する市民への周知方法

表2 接種対象者の試算方法の考え方

令和7年11月末現在

	住民接種対象者試算方法	人数	備考
総人口	人口統計（総人口）	35,904	
基礎疾患のある者	対象地域の人口の7%	2,520	
妊婦	母子健康手帳届出数	186	
幼児	人口統計（1歳～6歳未満）	1,187	
乳児※	人口統計（1歳未満）	174	
乳児保護者	人口統計（1歳未満）×2	348	対象人口×2（両親）
小学生・中学生・高校生相当	人口統計（6歳～18歳未満）	4,130	
高齢者	人口統計（65歳以上）	12,373	
成人	対象地域の人口統計から上記の人数を除いた人数	14,986	

※ 乳児（1歳未満の者）が接種不可の場合、その保護者を接種対象者として試算する。

②市は、円滑な接種の実施のため、国が構築するシステムを活用して全国の医療機関と委託契約を結ぶ等、本市以外における接種を可能にするよう取組を進める。

③市は、接種を希望する市民が速やかに接種を受けられるよう、邑久医師会等の医療関係者や学校関係者等と協力し、接種に携わる医療従事者等の体制や、接種の場所、接種の時期の周知・予約等の接種の具体的な実施方法について準備を進める。

4) 情報提供・共有

定期の予防接種について、被接種者等にとって分かりやすい情報提供を行うとともに、被接種者等が持つ疑問や不安に関する情報収集及び必要に応じたQ & Aの提供など、双方向的な取組をすすめる。

第2節 初動期

1. 目的

国や県の方針に基づき、準備期から計画した接種体制等を活用し、接種体制等の接種に必要な準備を進める。

2. 所要の対応

1) 接種体制

(1) 接種体制の準備

市は、国が特定接種又は住民接種の実施を見据えて整理した、接種の優先順位の考え方をもとに、接種体制等の必要な準備を行う。

(2) 早期の情報収集

市は、ワクチンの供給量、必要な資材等、接種の実施方法、必要な予算措置等の情報を国及び県から収集する。

(3)接種体制の構築

市は、接種会場や接種に携わる医療従事者等の確保等、接種体制の構築を行う。

また、効率的な接種の観点から、県が広域的な接種の実施体制の構築について検討及び調整を行う場合、必要な協力を行う。

2) ワクチンの接種に必要な資材

市は、表1に記載する資材について、適切に確保する。

3) 接種体制

(1)特定接種

市は、邑久医師会等の協力を得て、医療従事者の確保を図る。また、接種体制を構築する登録事業者に対して、医療従事者の確保に向けて邑久医師会等の調整が得られるよう必要な支援を行う。

(2)住民接種

①市は、接種を速やかに開始できるよう、接種の勧奨方法や予約の受付方法について検討するとともに、接種に必要な資材等の確保に向けた調整を開始する。

②市は、接種が円滑に行われるよう、地域の実情に応じて、邑久医師会、近隣市町村、県、医療機関、健診機関等と接種を実施する医療機関の確保について協議を行う。その際、あわせて、接種を実施する医療機関等において、診療時間の延長や休診日の接種等も含め、多人数への接種を行うことのできる体制を確保するほか、必要に応じ、保健所・保健センター、学校など公的な施設等の医療機関以外の会場等を活用し、医療機関等の医師・看護師等が当該施設等において接種を行うことについても協議する。

③市は、高齢者支援施設、社会福祉施設等に入所中の者など、接種会場での接種が困難な者が接種を受けられるよう、市町村又は都道府県の介護保険部局や医師会等の関係団体と連携し、接種体制を構築する。

④市は、医療機関等以外の臨時的接種会場を設ける場合は、当該接種会場の運営方法を検討することとし、運営要員の確保を進めるとともに、外部委託できる業務については積極的に外部委託するなど、業務負担の軽減策も検討する。

なお、医療機関等以外の臨時的接種会場を設ける場合、医療法に基づく診療所開設の許可等を受ける。

⑤市は、発熱等の症状を呈している等の予防接種を行うことが不適当な状態にある者が接種会場に赴かないよう広報等を行い注意喚起する。また、医学的ハイリスク者に対するワクチン接種については、医療機関及び接種者に対し、予診及び副反応に関する情報提供をより慎重に行う。

⑥接種会場での救急対応について、市は被接種者にアナフィラキシーショック等の重篤な副反応がみられた際に、応急治療ができるための救急処置用品について表1を参考に準備を行う。

また、実際に重篤な副反応が発生した場合、発症者の速やかな治療や搬送に資するよう、会場内の従事者について役割を確認するとともに、県や地域の医療関係者、消防機関の協力を得ながら、地域の医療機関との調整を行い、搬送先となる接種会場近傍の二次医療機関等を選定して、適切な連携体制を確保する。

⑦市は、接種会場における感染性廃棄物の処理のため、廃棄物処理業者の選定を進める。

⑧接種会場における感染予防の観点から、接種経路の設定に当たって、市は、ロープなどにより進行方向に一定の流れをつくることや、予診票の記入漏れや予防接種の判断を行うに際し、接種の流れが

滞ることがないように配慮する。また、会場の確保については、被接種者が一定の間隔を取ることができるよう広い会場を確保するとともに、要配慮者への対応が可能なように準備を行う。

第3節 対応期

1. 目的

国や県の方針に基づき、構築した接種体制により接種を希望する市民が迅速に接種を受けられるようにするとともに、ワクチンを接種したことによる症状等についても適切な情報収集を行う。また、実際の供給量や医療従事者等の体制等を踏まえ関係者間で随時の見直しを行い、柔軟な運用が可能な体制を維持する。また、新型インフルエンザ等の流行株が変異し、国や県の方針に基づき追加接種を行う場合、混乱なく円滑に接種が進められるように、市は、国や県、医療機関等と連携して、接種体制の継続的な整備に努める。

2. 所要の対応

1) ワクチン及び必要な資材の供給

- (1)市は、国からの要請を受けて、ワクチンの流通、需要量及び供給状況を把握し、接種開始後はワクチン等の使用実績等を踏まえ、特定の医療機関等に接種を希望する者が集中しないように、ワクチンの割り当て量の調整を行う。
- (2)市は、ワクチンの供給に滞りや偏在等が生じ、国からの要請を受けた場合、県を中心に関係者に対する聴取や調査等を行い管内の在庫状況を含む偏在等の状況を把握した上で、地域間の融通等を行う。

2) 接種体制

市は、初動期に構築した接種体制に基づき接種を行う。

(1) 特定接種

国が、発生した新型インフルエンザ等に関する情報や社会情勢等を踏まえ、医療の提供並びに国民生活及び国民経済の安定を確保するため緊急の必要があると認め、特定接種を実施することを決定した場合において、市は、国と連携し、国が定めた具体的運用に基づき、新型インフルエンザ等対策の実施に携わる地方公務員の対象者に集団的な接種を行うことを基本として、本人の同意を得て特定接種を行う。

(2) 住民接種

① 予防接種の準備

市は、国及び県と連携して、接種体制の準備を行う。

② 予防接種体制の構築

ア. 市は、国からの要請を受けて、準備期及び初動期に市において整理・構築した接種体制に基づき、具体的な接種体制の構築を進める。

イ. 市は、接種状況等を踏まえ、接種の実施会場の追加等を検討する。

(3) 接種に関する情報提供・共有

市は、予約受付体制を構築し、接種を開始するとともに、国からの要請を受けて、国に対し、接種に関する情報提供・共有を行う。

(4)接種体制の拡充

市は、感染状況を踏まえ、必要に応じて公民館等を活用した医療機関以外の接種会場の増設等を検討する。また、高齢者施設等の入所者等の接種会場での接種が困難な者が接種を受けられるよう、市又は都道府県の介護保険部局等や医師会等の関係団体と連携し、接種体制を確保する。

(5)接種記録の管理

市は、市町村間で接種歴を確認し、接種誤りを防止できるよう、また、接種を受けた者が当該接種に係る記録を閲覧できるよう、準備期に国が整備したシステムを活用し、接種記録の適切な管理を行う。

3) 情報提供・共有

(1)市は、自らが実施する予防接種に係る情報（接種状況、接種日程、会場、副反応疑い報告や健康被害救済申請の方法等）、相談窓口の連絡先に加え、国が提供する予防接種に係る有効性・安全性に関する情報について市民への周知を行うとともに、接種に係る差別等の防止について啓発を行う

(2)市は、地域における接種に対応する医療機関の情報、接種の状況、各種相談窓口など、必要な情報提供を検討する。

(3)パンデミック時には、特定接種及び住民接種に関する広報を推進する必要がある一方で、定期の予防接種の接種率が低下し、定期の予防接種の対象疾病のまん延が生じないようにする必要があることから、市は、引き続き定期の予防接種の必要性等の周知に取り組む。

第5章 保健

第1節 準備期

1. 目的

市は、平時から感染症の発生情報を収集する体制を構築するとともに、感染症危機発生時に備えた研修の実施、感染症危機に対する迅速かつ適切な危機管理を行うことができる人材の中長期的な育成、業務量の想定、感染症危機管理に必要な物品の備蓄等を行うことにより、感染拡大時にも地域保健対策を継続して実施できるよう、その機能を果たすことができるようにする。

2. 所要の対応

1) 業務継続計画（BCP）を含む体制の整備

(1)市は、感染症発生時に、優先的に取り組むべき業務の継続のために必要な体制をあらかじめ想定した上で、業務継続計画（BCP）を策定する。

(2)市は、新型インフルエンザ等の発生に備え、県の研修等を積極的に活用しつつ、人材育成に努める。

2) 地域における情報提供・共有、リスクコミュニケーション

市は、国や県から提供された情報や媒体を活用しつつ、地域の実情に応じた方法で、市民に対して感染症に関する基本的な情報、基本的な感染症予防対策、感染症の発生状況等、新型インフルエンザ等に関する情報や発生時に取るべき行動等について情報提供・共有を行う。その際、高齢者、子ども、日本語能力が十分でない外国人、視覚や聴覚等が不自由な方等、情報共有にあたって配慮が必要な者に対しても、有事に適時適切な情報共有ができるよう適切に配慮する。

第2節 初動期

1. 目的

初動期は、市民等が不安を感じ始める時期であり、迅速に準備を進めることが重要である。市が定める危機事象対処計画等に基づき、新型インフルエンザ等の発生時に迅速に対応できるよう準備を進め、新型インフルエンザ等が発生した場合は、危機対策本部を設置する。

また、市民に対しても新型インフルエンザ等に位置づけられる可能性がある感染症の市内発生を想定したリスクコミュニケーションを開始することにより、地域の協力を得ながら感染拡大のリスクを低減する。

2. 所要の対応

市民への情報提供・共有の開始

市は、国が設置した情報提供・共有のためのホームページ等や県や市が整備したコールセンター等を周知するとともに、市民に対する速やかな情報提供・共有を行う。

第3節 対応期

1. 目的

新型インフルエンザ等の発生時に、市が定める危機事象対処計画や準備期に整備した業務継続計画（BCP）に基づき、市に求められる業務に必要な体制を確保してそれぞれの役割を果たすとともに、地域の関係機関が連携して感染症危機に対応することで、市民の生命及び健康を保護する。

その際、感染症の特徴や病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）、感染状況等を踏まえ、地域の実情に応じた柔軟な対応が可能となるようにする。

2. 所要の対応

1) 健康観察及び生活支援

(1)市は、県が実施する健康観察に協力する。

(2)市は、県から該当者やその濃厚接触者に関する情報等の共有を受けて、県が実施する食事の提供等の当該患者やその濃厚接触者が日常生活を営むために必要なサービスの提供またはパルスオキシメーター等の物品の支給に協力する。

2) 情報提供・共有、リスクコミュニケーション

市は、感染が拡大する時期にあっては、新型インフルエンザ等に関する情報や発生時にとるべき行動等の新型インフルエンザ等の対策等について、市民の理解を深めるため、市民に対して分かりやすく情報提供・共有を行う。

第6章 物資

第1節 準備期

1. 目的

感染症対策物資等は、有事に検疫、医療、検査等を円滑に実施するために欠かせないものである。そのため、市は、感染症対策物資等の備蓄の推進等の必要な準備を適切に行うことにより、有事に必要な感染症対策物資等を確保できるようにする。

2. 所要の対応

感染症対策物資等の備蓄等

- (1)市は、市行動計画に基づき、その所掌事務又は業務に係る新型インフルエンザ等対策の実施に必要な感染症対策物資等を備蓄するとともに、定期的に備蓄状況等を確認する。
なお、上記の備蓄については、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第49条の規定による物資及び資材の備蓄と相互に兼ねることができる。
- (2)消防機関は、国及び県から要請を受けて、最初に感染者に接触する可能性のある救急隊員等のための個人防護具の備蓄を進める。

第2節 初動期

1. 目的

感染症対策物資等の不足により、検疫、医療、検査等の実施が滞り、市民の生命及び健康への影響が生じることを防ぐことが重要である。

2. 所要の対応

感染症対策物資等の備蓄状況等の確認

市は、新型インフルエンザ等の特徴も踏まえ、必要な感染症対策物資等の備蓄・配置状況を随時確認する。

第3節 対応期

1. 目的

初動期に引き続き、感染症対策物資等の不足により、検疫、医療、検査等の実施が滞り、市民の生命及び健康への影響が生じることを防ぐことが重要である。

2. 所要の対応

備蓄物資等の供給に関する相互協力

市は、新型インフルエンザ等緊急事態において、必要な物資及び資材が不足するときは、県や近隣の地方公共団体等の関係機関が備蓄する物資及び資材を互いに融通する等、物資及び資材の供給に関し相互に協力するよう努める。

第7章 市民の生活及び地域経済活動の安定の確保

第1節 準備期

1. 目的

新型インフルエンザ等の発生時には、市民の生命及び健康に被害が及ぶとともに、県が新型インフルエンザ等及び新型インフルエンザ等のまん延の防止に関する措置の実施により、市民生活及び市民の社会経済活動に大きな影響が及ぶ可能性がある。市は、自ら必要な準備を行いながら、事業者や市民等に対し、適切な情報提供・共有を行い、必要な準備を行うことを推奨することで、新型インフルエンザ等の発生時に市民生活及び市民の社会経済活動の安定を確保するための体制及び環境を整備する。

2. 所要の対応

1) 情報共有体制の整備

市は、新型インフルエンザ等対策の実施に当たり、庁内及び関係機関との連携のため、必要となる情報共有体制を整備する。

2) 支援の実施に係る仕組みの整備

市は、新型インフルエンザ等の発生時の支援の実施に係る行政手続や支援金等の給付・交付等について、DXを推進し、適切な仕組みの整備を行う。その際は、高齢者やデジタル機器に不慣れな方々、外国人等も含め、全ての支援対象に対して迅速に情報が届くようにすることに留意する。

3) 物資及び資材の備蓄等

(1)市は、市行動計画に基づき、第6章第1節に規定する感染症対策物資等のほか、その所掌事務又は業務に係る新型インフルエンザ等対策の実施に当たり、必要な食料品や生活必需品等を備蓄する。なお、上記の備蓄については、災害対策基本法第49条の規定による物資及び資材の備蓄と相互に兼ねることができる。

(2)市は、事業者や市民に対し、新型インフルエンザ等の発生に備え、マスクや消毒薬等の衛生用品、食料品や生活必需品等の備蓄を行うことを市民等に推奨する。

4) 生活支援を要する者への支援等の準備

市は、国からの要請を受けて、新型インフルエンザ等の発生時における、高齢者、障害者等の要配慮者等への生活支援（見回り、介護、訪問診療、食事の提供等）、搬送、死亡時の対応等について、要配慮者の把握とともにその具体的手続を決める。

第2節 初動期

1. 目的

市は、新型インフルエンザ等の発生に備え、必要な対策の準備等を行い、事業者や市民等に、事業継続のために必要となる可能性のある感染対策等の準備等と呼び掛ける。また、新型インフルエンザ等が発生した場合には、速やかに所要の対応を行い、市民生活及び社会経済活動の安定を確保する。

2. 所要の対応

遺体の火葬・安置

市は、国から県を通じて要請があった場合、火葬場の火葬能力の限界を超える事態が起こった場合

に備え、一時的に遺体を安置できる施設等の確保ができるよう準備を行う。その際は「災害時における遺体の取扱い等の協力に関する協定」に基づき業者と調整する。

第3節 対応期

1. 目的

市は、準備期での対応を基に、市民生活及び市民の社会経済活動の安定を確保するための取組を行う。また、新型インフルエンザ等及び新型インフルエンザ等のまん延の防止に関する措置により生じた影響を緩和するため、必要な支援及び対策を行う。

2. 所要の対応

1) 市民生活の安定の確保を対象とした対応

(1) 心身への影響に関する施策

市は、新型インフルエンザ等及び新型インフルエンザ等のまん延の防止に関する措置により生じ得る心身への影響を考慮し、必要な施策（自殺対策、メンタルヘルス対策、孤独・孤立対策、高齢者のフレイル予防、こどもの発達・発育に関する影響への対応等）を講ずる。

(2) 生活支援を要する者への支援

市は、国からの要請を受けて、高齢者、障害者等の要配慮者等に必要に応じ生活支援（見回り、介護、訪問診療、食事の提供等）、搬送、死亡時の対応等を行う。

(3) 教育及び学びの継続に関する支援

市は、新型インフルエンザ等対策として、学校の使用の制限やその他長期間の学校の臨時休業の要請等がなされた場合は、必要に応じ、教育及び学びの継続に関する取組等の必要な支援を行う。

(4) 生活関連物資等の価格の安定等

① 市は、市民の生活及び地域経済の安定のために、物価の安定及び生活関連物資等の適切な供給を図る必要があることから、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また、買占め及び売惜しみが生じないよう、調査・監視をするとともに、必要に応じ、関係業界団体等に対して供給の確保や便乗値上げの防止等の要請を行う。

② 市は、生活関連物資等の需給・価格動向や実施した措置の内容について、市民への迅速かつ確かな情報共有に努めるとともに、必要に応じ、市民からの相談窓口・情報収集窓口の充実を図る。

③ 市は、生活関連物資等の価格の高騰又は供給不足が生じ、又は生じるおそれがあるときは、市行動計画に基づき、適切な措置を講ずる。

④ 市は、新型インフルエンザ等緊急事態において、生活との関連性が高い物資若しくは役務又は経済上重要な物資若しくは役務の価格の高騰又は供給不足が生じ、又は生じるおそれがあるときは、生活関連物資等の買占め及び売惜しみに対する緊急措置に関する法律（昭和48年法律第48号）、国民生活安定緊急措置法（昭和48年法律第121号）その他の法令の規定に基づく措置その他適切な措置を講ずる。

(5) 埋葬・火葬の特例等

① 市は、県を通じての国からの要請を受けて、火葬場の経営者に可能な限り火葬炉を稼働させる。

② 市は、県を通じて国からの要請を受けて、死亡者が増加し、火葬能力の限界を超えることが明らかになった場合には、一時的に遺体を安置する施設等を直ちに確保する。

③埋葬又は火葬を円滑に行うことが困難となり、公衆衛生上の危害の発生を防止するため緊急の必要があるとして、特措法第 56 条の規定に基づく埋葬及び火葬の特例が設けられた場合、市は、当該特例に基づき埋火葬に係る手続を行う。

2) 社会経済活動の安定の確保を対象とした対応

(1) 事業者に対する支援

市は、新型インフルエンザ等及び新型インフルエンザ等のまん延の防止に関する措置による事業者の経営及び国民生活への影響を緩和し、市民の生活及び地域経済の安定を図るため、当該影響を受けた事業者を支援するために必要な財政上の措置その他の必要な措置を、公平性にも留意し、効果的に講ずる。

(2) 市民の生活及び地域経済の安定に関する措置

水道事業者、水道用水供給事業者及び工業用水道事業者である市は、新型インフルエンザ等緊急事態において、市行動計画に基づき、水を安定的かつ適切に供給するため必要な措置を講ずる。

用語集

※1 新型インフルエンザ

感染症法第 6 条第 7 項において、新たに人から人に伝染する能力を有することとなったウイルスを病原体とするインフルエンザであって、一般に国民が当該感染症に対する免疫を獲得していないことから、当該感染症の全国的かつ急速なまん延により国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあると認められるものをいうとされている毎年流行を繰り返す季節性のインフルエンザとはウイルスの抗原性が大きく異なり、ほとんどの人がそのウイルスに対する免疫を獲得していないため、ウイルスが人から人へ効率よく感染し、急速かつ大規模なまん延を引き起こし、世界的大流行（パンデミック）となるおそれがある。

※2 新型インフルエンザ等緊急事態措置

特措法第 2 条第 4 号に規定する新型インフルエンザ等緊急事態措置のこと。国民の生命及び健康を保護し、並びに国民生活及び国民経済に及ぼす影響が最小となるようにするため、国、地方公共団体並びに指定公共機関及び指定地方公共機関が特措法の規定により実施する措置。例えば、生活の維持に必要な場合を除きみだりに居宅等から外出しないことを要請することや、多数の者が利用する施設の使用の制限又は停止等を要請すること等が含まれる。

※3 新型コロナウイルス感染症（COVID-19）

病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和 2 年（2020 年）1 月に、中華人民共和国から世界保健機関（WHO）に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）であるもの。

※4 業務継続計画（BCP）

不測の事態が発生しても、重要な事業を中断させない、又は中断しても可能な限り短い期間で復旧させるための方針、体制、手順等を示した計画。

※5 リスクコミュニケーション

関係する多様な主体が相互にリスク情報とその見方を共有し、適切なリスク対応（必要な情報に基づく意思決定・行動変容・信頼構築等）につなげていくための活動。

※6 抗インフルエンザウイルス薬

インフルエンザウイルスの増殖を特異的に阻害することによって、インフルエンザの症状を軽減する薬剤。ノイラミニダーゼ阻害剤は抗インフルエンザウイルス薬の一つであり、ウイルスの増殖を抑える効果がある。

※7 瀬戸内市新型インフルエンザ等対策本部

特措法に基づき設置される新型インフルエンザ等対策本部を指す。政府が特措法第 15 条第 1 項に基づき設置する本部は、「政府対策本部」とする。県が特措法第 2 2 条第 1 項に基づき設置する本部は、「県対策本部」とする。市が、特措法第 3 4 条第 1 項に基づき、新型インフルエンザ等緊急事態宣言がなされたときに設置する本部は、「市対策本部」とする。

※8 基本的対処方針

特措法第 18 条の規定に基づき、新型インフルエンザ等への基本的な対処の方針を定めたもの。

※9 登録事業者

特措法第 28 条に規定する特定接種の対象となる医療の提供の業務又は市民生活及び市民の社会経済活動の安定に寄与する業務を行う事業者

※10 新型インフルエンザ等緊急事態宣言

特措法第 32 条第 1 項の規定に基づき、緊急事態措置を講じなければ、医療提供体制の限界を超えてしまい、国民の生命及び健康を保持できず、社会混乱を招くおそれが生じる事態であることを、国民に分かりやすく周知するためのツール。

※11 新型インフルエンザ等緊急事態解除宣言

特措法第 32 条第 5 項の規定に基づき、新型インフルエンザ等緊急事態宣言をした後、新型インフルエンザ等緊急事態措置を実施する必要がなくなったと認めるとき、新型インフルエンザ等緊急事態が終了した旨を公示するもの。

※12 まん延防止等重点措置

特措法第 2 条第 3 号に規定する新型インフルエンザ等まん延防止等重点措置のこと。第 31 条の 8 第 1 項の規定に基づき、新型インフルエンザ等が国内で発生し、特定の区域において、国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼすおそれがある当該区域における新型インフルエンザ等のまん延を防止するため、まん延防止等重点措置を集中的に実施する必要があるものとして政令で定める要件に該当する事態が発生したと認めるとき、国が公示した期間において、当該区域を管轄する都道府県が講ずる措置。例えば、措置を講ずる必要があると認める業態に属する事業を行う者に対し、営業時間の変更等を要請すること等が含まれる。

※13 岡山県環境保健センター

地域保健法第 26 条に規定する調査・研究、試験・検査、情報収集・分析・提供、研修・指導等の業務を行う都道府県等の機関。

※14 双方向のコミュニケーション

地方公共団体、医療機関、事業者等を含む市民等が適切に判断・行動することができるよう、地方公共団体による一方の情報の提供だけでなく、多様な手段を活用して情報の受取手の反応や関心を把握・共有して行うコミュニケーション。

※15 相談センター

新型インフルエンザ等の発生国・地域からの帰国者等又は患者への濃厚接触者であって、発熱・呼吸器症状等がある方からの相談に応じるための電話窓口。

※16 特定接種

特措法第 28 条の規定に基づき、医療の提供並びに国民生活及び国民経済の安定を確保するため、国が緊急の必要があると認めるときに、臨時に行われる予防接種のこと。

特定接種の対象となり得る者は、①医療の提供の業務又は国民生活及び国民経済の安定に寄与する業務を行う事業者であって厚生労働大臣の登録を受けているもの（登録事業者）のうちこれらの業務に従事する者（厚生労働大臣の定める基準に該当する者に限る。） 。②新型インフルエンザ等対策の実施に携わる国家公務員。③新型インフルエンザ等対策の実施に携わる地方公務員。

※17 住民接種

特措法第 27 条の 2 の規定に基づき、新型インフルエンザ等が国民の生命及び健康に著しく重大な被害を与え、国民生活及び国民経済の安定が損なわれることのないようにするため緊急の必要があると認めるときに、対象者及び期間を定め、予防接種法第 6 条第 3 項の規定に基づき実施する予防接種のこと。